

# 公益財団法人東京しごと財団 評議員の報酬に関する規程

平成22年9月17日規程第15号  
追認 平成23年6月22日規程第3号

## (通 則)

第1条 この規程は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」（以下、「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）定款第16条第1項の規定に基づき、評議員の報酬の額、その支給方法及び支給日について定める。

## (報酬の額)

第2条 評議員の報酬の額は、招集を受けた評議員会への出席1回につき1万5千円とする。ただし、評議員が報酬を辞退したときは、報酬を支給しなくてもよいものとする。

## (報酬の支給方法)

第3条 評議員の報酬は、その全額を通貨で、評議員に直接支給する。ただし、評議員からの申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

2 前項の報酬の支給において、法令等により評議員の報酬から控除すべき金額があるときは、その評議員に支給すべき報酬の額から、その金額を控除した額を支給する。

## (報酬の支給日)

第4条 評議員への報酬の支給日は、支給の対象となる評議員会が開催された日とする。ただし、第3条第1項ただし書きにより口座振替の方法で支給するときは、その翌日を支給日とする。

2 前項ただし書きに規定する支給日が、土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に定める休日という。以下この項において同じ。））に当たるときは、その支給日の翌日以降で、その支給日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日に支給する。

3 災害その他の事由により、前二項に規定する支給日に報酬を支給することが著しく困難なときは、前二項の規定にかかわらず、理事長は支給日を一時的に変更することができる。

## (公 表)

第5条 財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第7条 その他この規程に定めのない事項で、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程を、公益財団法人東京しごと財団の規程として再度決定（追認）する。